

千葉県の新しい観光振興に向けた研究会設置要綱

(目的)

第1条 本県観光が、関連業界が抱える諸問題を解決しながら持続的に発展するよう、目指すべき方向性を検討するため千葉県の新しい観光振興に向けた研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

なお、研究会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次の各号に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 千葉県の観光振興に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、研究会の目的に必要な事項

(組織)

第3条 研究会は、商工労働部観光企画課長が依頼する委員をもって構成する。

2 商工労働部観光企画課長は、参考意見又は参考情報を求めることを目的として、関係者を参考人として出席を求めることができる。

(座長)

第4条 研究会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選任し、研究会を総括する。

(会議)

第5条 研究会は、商工労働部観光企画課長が招集する。

(事務局)

第6条 研究会の事務局は、商工労働部観光企画課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月27日から施行する。